

取引の適正化・料金透明化に向けた取組宣言

私たちは、2024年4月2日に交付されました液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（液化石油ガス法）の改正省令につきまして、以下の3項目を遵守、徹底し、LPガスが消費者に信頼され、選択されるエネルギーとなるため取り組んでまいります。

過大な営業行為の制限

- ・正常な商慣行を超えた利益供与を行いません。
- ・LPガス事業者の切り替えを制限するような条件付きの契約締結は行いません。

三部料金制の徹底

- ・基本料金、従量料金、設備料金からなる三部料金制（設備費用の外出し表示）を徹底します。
- ・LPガス消費と関係ない設備費用のLPガス料金への計上は行いません。
- ・賃貸向けLPガス料金へ消費設備費用の計上は行いません。

LPガス料金等の情報提供

- ・入居希望者に直接またはオーナー、不動産管理会社、不動産仲介業者等を通じてLPガス料金を提示するよう努めます。
- ・入居希望者から直接要請があった場合は、LPガス料金等の情報を提供します。

令和7年1月

国見ガス住宅設備株式会社